



に加熱を要するかどうかの別その他の食品を撰取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るために緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。  
(公表)

**第七条** 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。  
(立入検査等)

**第八条** 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品

に関する表示の適正を確保するため必要がある

と認めるときは、食品関連事業者等若しくは食

品関連事業者との事業に関して関係のある事

業者に対し、販売の用に供する食品に関する表

示について必要な報告若しくは帳簿、書類その

他の物件の提出を求め、又はその職員、これ

ら者の事務所、事業所その他の場所に立ち入

り、販売の用に供する食品に関する表示の状況

若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の

物件を検査させ、従業員その他の関係者に質

問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な

限度において、食品若しくはその原材料を無償

で収去させることができること。

**第二项** 内閣府令で定める表示事項以外の表示事項

又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に關して販売の用に供する

食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)

に関する表示の適正を確保するため必要がある

と認めるときは、食品関連事業者若しくはその

事業に關して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは

必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件を

提出を求め、又はその職員、これら者の事務所

やその他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な

限度において、食品若しくはその原材料を無償

で収去させることができること。

**第三项** 内閣府令で定める表示事項以外の表示事項

又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に關して販売の用に供する

食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)

に関する表示の適正を確保するため必要がある

と認めるときは、食品関連事業者若しくはその

事業に關して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは

必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件を

提出求め、又はその職員、これら者の事務所

やその他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な

限度において、食品若しくはその原材料を無償

で収去させることができること。

**第四项** 内閣府令で定める表示事項以外の表示事項

又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に關して販売の用に供する

食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)

に関する表示の適正を確保するため必要がある

と認めるときは、食品関連事業者若しくはその

事業に關して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは

必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件を

提出求め、又はその職員、これら者の事務所

やその他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な

限度において、食品若しくはその原材料を無償

で収去させることができること。

**第五项** 内閣府令で定める表示事項以外の表示事項

又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に關して販売の用に供する

食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)

に関する表示の適正を確保するため必要がある

と認めるときは、食品関連事業者若しくはその

事業に關して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは

必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件を

提出求め、又はその職員、これら者の事務所

やその他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な

限度において、食品若しくはその原材料を無償

で収去させることができること。

**第六项** 内閣府令で定める表示事項以外の表示事項

又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に關して販売の用に供する

食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)

に関する表示の適正を確保するため必要がある

と認めるときは、食品関連事業者若しくはその

事業に關して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは

必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件を

提出求め、又はその職員、これら者の事務所

やその他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な

限度において、食品若しくはその原材料を無償

で収去させることができること。

**第七项** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、独立行政法人農林水産消費安全技術センタ

ーによる立入検査等)

**第八项** 農林水産大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第九项** 農林水産大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第十项** 農林水産大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第十一项** 消費者契約法(平成十二年法律第六十

一号) 第二条第四項に規定する適格消費者団体

が、独立行政法人農林水産消費安全技術センタ

ーによる立入検査等)

**第十二条** 何人も、販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されるものとする。

**第十三条** 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査又は質問を行つたときは、農林水産省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合にあつては、内閣総理大臣に、販売の用に供する

酒類に関する表示の適正を確保するため行

われた場合にあつては財務大臣に通知するものとする。

**第十四条** 農林水産大臣又は財務大臣は、第二項又は第三項の規定による権限を単独で行使したとき

は、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知

するものとする。

**第十五条** 農林水産大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第十六条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第十七条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第十八条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第十九条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十一条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十二条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十三条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十四条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十五条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十六条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十七条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十八条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第二十九条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十一条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十二条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十三条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十四条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十五条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十六条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十七条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十八条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第三十九条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第四十条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第四十一条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣に通知するものとする。

**第四十二条** 内閣総理大臣は、前条第二項の規定によ

りその職員に立入検査又は質問を行わせること

ができる場合において必要があると認めるとき



